



取引等の記録の作成・保存が必要です。

✓ 対象品目の確認 (米トレーサビリティ制度の対象品目は以下の品目です。)

- 精米、玄米、雑穀ブレンド米 等
- 米粉等の中間原材料
- 米飯類 (ご飯、冷凍ご飯、包装米飯 等)
- 清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん 等

✓ 伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類 (帳簿でも可) において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録を作成・保存したことになります。

✓ 伝票の内容の確認

- 品名 (取引において通常用いている名称)
- 産地 (注) (「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等)
- 数量 (取引において通常用いている単位)
- 年月日 (搬出入した日 [困難な場合は、受発注日等])
- 取引先名 (取引先の氏名又は名称)
- 搬出入した場所 (その場所が特定できるような名称及び所在地)



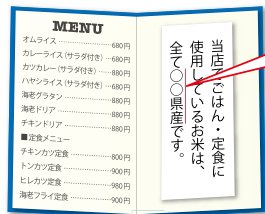
! 生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、
伝票等を保存していなかった場合には… 罰則規定 (50万円以下の罰金) が適用になります。



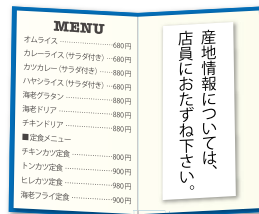
一般消費者への産地情報の伝達(注)が必要です。

※米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。伝達の方法は、メニューへの表記、店内での掲示など実情に合わせて選べます。

冊子メニューに表記する例

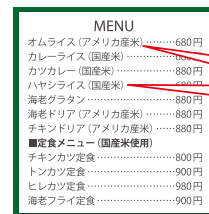


国産
〇〇国産
〇〇県産 等



産地情報については、
店員におたずね下さい。

個別メニューごとの表記例



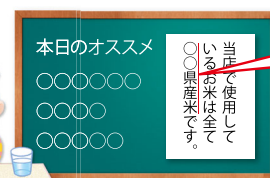
メニューに
よって
米穀の産地が
異なる場合

店内掲示の例



店内に産地を知ることができる
方法を掲示

(その他)
産地を知ることができる方法を
掲示した上で、お客様相談窓口、
Webサイトによる伝達も可。



国産
〇〇国産
〇〇県産 等

(その他)
● 店入口の立て看板、
店内配布チラシ、
ショップカード等でも可。

! 消費者に正しく産地を伝達する観点から、

一般消費者への産地情報を伝達していなかった場合には… 勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定 (50万円以下の罰金) が適用になります。

(注) 産地の記録・記載・伝達の注意点

- ①「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記録。
- ②原材料に占める割合の重量の多い順に記載。
- ③産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
- ④米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。

- ⑤食品表示法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、食品表示法に従い、これまでどおり表示をしてください。

お問い合わせ先

北海道農政事務所
TEL : 011-330-8814
東北農政局
TEL : 022-221-6323

関東農政局
TEL : 048-740-0090
北陸農政局
TEL : 076-232-4113

東海農政局
TEL : 052-223-4611
近畿農政局
TEL : 075-366-4052

中国四国農政局
TEL : 086-224-9409
九州農政局
TEL : 096-211-9353

内閣府沖縄総合事務局
TEL : 098-866-1672
農林水産省消費・安全局
TEL : 03-6744-0488

● 農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索

